

令和2年度食品、添加物等の夏期一斉取締り実施結果

細菌性食中毒等が発生しやすい夏期に、保健所職員が枚方市内のスーパーや飲食店等に立ち入りし、食品の衛生的な取扱いや適正表示、施設の衛生管理について、監視指導を実施しました。その結果は以下のとおりです。

1 実施期間

令和2年7月1日から同月31日（閉庁日除く）

2 実施結果

(1) 立ち入り施設数

延べ214施設

(2) 施設にかかる違反

食品衛生法違反（不備含む）6施設

食品表示法違反（不備含む）0施設

【違反（不備含む）内容詳細】

違反又は不備内容	業種	件数	概要
食品衛生法第6条第3号違反 （食中毒の発生）	飲食店営業	1	カンピロバクター食中毒発生による営業停止処分
食品衛生法第52条第1項違反 （無許可営業）	飲食店営業	1	必要な許可の未取得
食品衛生法第51条違反 （施設基準違反）	飲食店営業	2	営業施設に必要な設備の不備
枚方市食品衛生法等施行条例 第3条違反	飲食店営業	1	食品衛生責任者の掲示不備
枚方市食品衛生法等施行条例 第4条違反	飲食店営業	1	食品営業許可証の掲示不備

(3) 食品等の検査結果

市内で製造又は販売されている食品について、食品の規格、残留農薬、微生物汚染の検査を22件実施したところ、規格基準等を逸脱する違反食品はありませんでした。

(4) 衛生講習会等実施状況

市民及び食品等事業者に対して、食品衛生に関する知識を普及・啓発するために、広報ひらかた及び市ホームページに食中毒予防情報の掲載を行いました。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、食中毒予防街頭キャンペーン及び食品衛生講習会の開催は中止しました。